

坂戸都市計画生産緑地地区の変更について

1 生産緑地地区の概要

地区	所在	面積	告示日
第69号	大字上広谷字五味前	0.21ha (2,102㎡)	平成22年3月5日

2 買取申出について

生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。

(1) 買取申出の理由

主たる従事者が死亡したため。

(2) 買取申出があった生産緑地（第69号生産緑地地区の一部）

土地の所在	面積
大字上広谷字五味前	0.04ha (437㎡)

(3) 経緯

年月日	内容
令和3年5月13日	所有者から生産緑地の買取りの申出
令和3年6月1日	所有者に対して買取らない旨を通知 農業委員会に対して斡旋の依頼
令和3年8月13日 (買取申出書の提出から3月)	生産緑地法に基づく行為制限の解除（見込み）

3 変更後の生産緑地地区の概要（見込み）

地区	所在	面積
第69号	大字上広谷字五味前	0.17ha (1,665㎡)

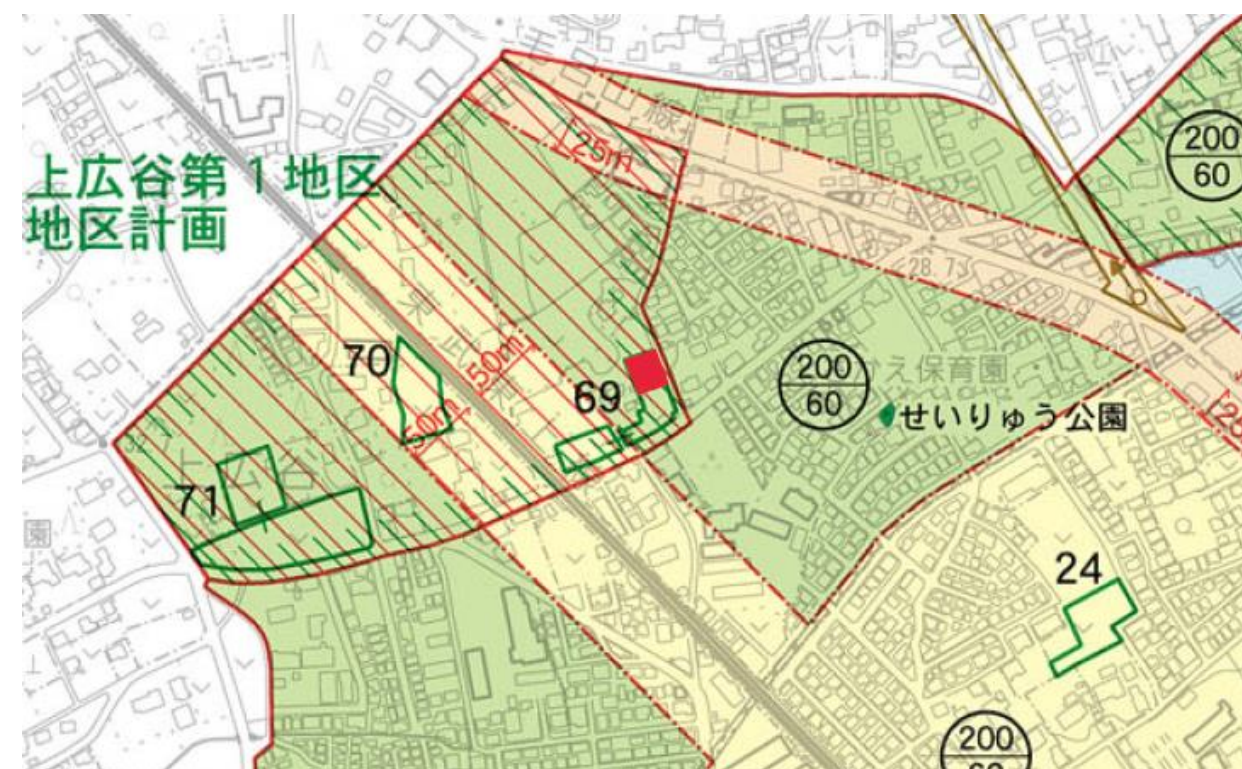
※変更後の生産緑地地区については、今後も生産緑地として管理が継続される。

4 都市計画変更の手続き

買取りの申出により行為の制限が解除された生産緑地については、当該生産緑地の区域を変更等する必要があるため、都市計画の変更手続きを経た上で、廃止をすることになる。

なお、市では、都市計画変更の手続きを令和3年中に行う予定である。

【位置図】



第69号生産緑地地区
赤：買取申出があった生産緑地（437㎡）